

令和3年大網白里市議会第3回定例会総務常任委員会会議録

日時 令和3年9月15日（水曜日）午後1時28分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（7名）

黒須俊隆	委員長	田辺正弘	副委員長
土屋忠和	委員	上代和利	委員
小倉利昭	委員	蛭田公二郎	委員

出席説明員

財政課長	古内衛	財政課副課長	茂田栄治
財政課主査 兼財政班長	久保崇	財政課副主査	加藤岡大祐
参事（総務課 長事務取扱）	秋本勝則	総務課副課長	古内晃浩
総務課主査 兼行政班長	秋田谷知則		

事務局職員出席者

議会事務局長	岡部一男	主査	内山悟
主任書記	鶴岡甚幸		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査

- ・陳情第 5号 名刺に関する陳情
- ・陳情第 8号 入札の透明性、競争性、適正な施行を確保するために入札監視委員会の設置を求める陳情

(2) 付託議案の審査

- ・議案第 1号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算（財政課）
- ・議案第 6号 大網白里市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）
- ・議案第 9号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算（財政課）

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（田辺正弘副委員長） ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

（午後 1時28分）

◎委員長挨拶

○副委員長（田辺正弘副委員長） 最初に、委員長から挨拶をお願いします。

○委員長（黒須俊隆委員長） 皆様、ご苦労さまです。

今回、当常任委員会で協議する内容は、陳情が2件、議案が3件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくお願いいたします。

○副委員長（田辺正弘副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） 傍聴希望者はございますか。

（「はい、あります」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、傍聴者は第2会議室で傍聴願います。

本日の出席委員は6名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立します。

◎陳情第5号 名刺に関する陳情

◎陳情第8号 入札の透明性、競争性、適正な施行を確保するために入札監視委員会の設置を求める陳情

○委員長（黒須俊隆委員長） これより当常任委員会に付託となった陳情の審査を行います。

陳情第5号 名刺に関する陳情の審査を行います。

陳情の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

小倉委員。

○小倉利昭委員 先ほどの協議会の続きになりますが、陳情者のやはり趣旨は、趣意といえますか、はっきり伝わらないというのがあるし、先ほどの委員長や蛭田委員のご意見のとお

り、もっと具体的に内容を文書化して、資料として提出していただいて審査するというほうがよろしいと思いますので、この委員会で取り下げてくださいと、取り下げる、下げないは陳情者の判断なんでしょうけれども、取り下げてください。ここで不採択にするのもいかがかなとも思うし、内容が分からない、はっきりしないのですよね。ですので、だから出直していただきたいというか、取り下げて再度出てきてもらいたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 いろいろ不足があっても、市民からの陳情だとか請願はできるだけ前向きに、特別何か問題があるということじゃなければできるだけ受け入れる、そういう姿勢が大事だと思うんですけども、ただ6号を含めて、やっぱりこういう陳情では議会として受けるのは違うかなと。

さっき私が質問したんだけど、件名があって、それとたくさんの資料、そういったものの関連は一体どうなのかというのがあったり、資料も今までに比べれば割とコンパクトなんだけれども、例えば不正、不正って言って、今回の中に東千葉メディカルセンターの関係がいくつかあるんですけども、これは全然、これは2ページにも3ページにもあるけれども、これは行政ではない独立行政法人の病院の出来事であって、これは市役所職員とか東金市職員とかということとは全く違うわけだよね。それが多く資料の中に入っているんだけど、そのへんの理解が一体どういう趣旨でこういう資料が出ているのか、それと名刺を下さいということとの関係が、やはりきちっとした文章による趣旨説明がないので、こういう形も6号もそうなんだろうけれども、こういう形のものを陳情として出すのはいかなものなのかということはやっぱり感じます。

ご本人が納得するかどうかもあるんですけども、よくそのへんのところを、皆さんが納得できるような形のものを、陳情として議会に出す以上は、そういうものとして出してくださいなと思います。

○委員長（黒須俊隆委員長） どうぞ。

○土屋忠和委員 陳情者の方は2回目ということで同じ内容を言っているというので、私もこれずっと吟味していて、名刺のことは市の職員をターゲットにしている話かなというのが分かったので、市の職員の方は名札をぶら下げておりますので、それでよろしいんじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） どうぞ。

○上代和利委員 皆さんおっしゃっているように、趣旨というのが本当に分からないという部分です。結果、先ほど協議会の中で委員長がおっしゃったような意見に自分は賛成です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 事務局にお尋ねしますが、今、何人かの方の意見を伺った中では、ちょっと継続審査にしてはどうかみたいな意見が多数だったのではないかと思うんですけども、そういうものを陳情者に、理由として、これこれこういう理由で継続審査にするので、取り下げた上でもう一度、内容がきちんと分かる形で書式を整えて陳情を出し直されたらどうかということ、当委員会の意見として陳情者に伝えるということが可能なかどうか。

はい、どうぞ。

○岡部一男議会事務局長 可能でございます。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 一応それは可能だという、今、事務局からの意見がありました。ほかにご意見。

田辺副委員長。

○副委員長（田辺正弘副委員長） 可能は分かりましたけれども、蛭田さんが一生懸命言ってくれて、委員長も継続にしてもっときちんと内容の分かる提出物で上げていただければいいんですけども、わけの分からない新聞の切り抜きをいっぱいぶら下げてきたって、そういうのが今度はまた事務局の受け付ける段階での事務局審査みたいなので、この文面じゃ取り上げられませんかよとあって、それはできないんですか。

○委員長（黒須俊隆委員長） 岡部局長。

○岡部一男議会事務局長 住所、名前、件名が書かれていれば、これは受けざるを得ないということでございます。

○副委員長（田辺正弘副委員長） 件名の中で趣旨がこの1行だけで、どういう内容か受け付けたときに口頭で言われても、やっぱり文書でこちらが把握できるような内容じゃないと、審査のしようがなく基準にもならないと思うので……。

○岡部一男議会事務局長 それは受付の段階で、要するに新聞のコピーとかつけて、こういうことで説明をしたいと、申請者のほうが、要するに協議会等で説明をしたいというお申出があればきちんと説明していただくという形で、そういう協議会というのがありますから、

そのへんについてはよろしいかと思うんです。

今、意見として、委員会から継続審査になってもっと資料を、要するに説明趣旨をきちんと出してくださいと、そういう当委員会からの意見を出して、それできちんと資料が上げられるものでしたら次の議会のときまでの継続審査、上げられなければ取り下げてくださいということの委員会からの意見ということで申請者の方に通知をすると、それが一番よろしいかなとは思いますが。

○委員長（黒須俊隆委員長） 分かりました。今、事務局の形としては、だからここで継続審査にして取り下げてもらうのではなくて、資料をまず分かるように出してもらって、補足資料を。ところが、それが資料が出ない場合に関しては、今度また次の段階、ステップに。

私も同じく、一応口頭での説明も、これは口頭で説明を受けるということが法的には当然可能なことなので、訴えは委員会として聴かないといけないんですけども、今回、とても5分で終わるような説明ではないので、一体いつどこで誰が名刺、名札の提示を拒否したのかとか、小泉元総理大臣じゃないけれども名札を廃止にしたりとか、そういう話があるけれども、でもじゃ本市では名札というのが予算化されていて、そのときに廃止になったのかどうかとか、そういうのが分かる資料を、もしくは我々が調べるための資料、そういうものを分かる形で次回までに提出してくださいということを当委員会としての意見として陳情者にお伝えして、そのために継続審査に付するという形、それだったらまずは取り下げろという話じゃないから、陳情者にとってもいきなり取り下げろというのは確かに不満、納得いかないところあると思うけれども、審査するための材料が足りないから資料を届けてくれと、自分の趣旨の説明のための資料を補足してくれと、そういう形にしたいというふうに委員長としては考えるんですけども、委員の皆さんはいかがでしょう。

（「異議なし」「百歩譲って異議なし」と呼ぶ者あり）

○岡部一男議会事務局長 先ほどの田辺副委員長からありました事務局で受付することを拒むことができないかという答えにつきましては、事務局としてはそういう住所とかお名前とか件名とか書かれたものを出された場合に、内容をきちんと趣旨説明とか事務局で聞くんですけども、事務局のほうで権限として、こんなの駄目だから取り下げなさいと、そういうことまではできませんので、やっぱりこの委員会にかけて、お手数でありますけれども協議していただくという形しかないと思います。事務局のほうでは、やっぱりそういう拒むとかというところは難しいものというのはちょっと……

○副委員長（田辺正弘副委員長） 5W1Hじゃないけれども、そういうこっちが理解できるよ

うなこんな1行だけの説明じゃなくて、そういうのがないからこっちもこうやって、こんなこういうのに対してもう30分以上やっているわけですよ。

○岡部一男議会議務局長　ここまで持っていくのに、事務局でも創意工夫してやってもらっているというのはちょっとお含みおきしていただきたいんですが。もっと分かるように……

○委員長（黒須俊隆委員長）　せめて一体誰に対しての陳情なのかは、そのくらいはきちんと分かるようにね。だから、議会に、仮に職員に対して名刺下さいって言っているんだったら、市民に対して職員が名刺を渡すように議会として採択してくださいという、もしくは市長に意見書出してくださいとか、議会に対して何を求めているのかね。議会に対して名刺下さいって言っているわけじゃないなというのは説明を聞いて分かったんだけど、この文章じゃ分からないですから。そういうことだと思います。

今回、一応陳情者の意見を協議会で聴いて、大まかな趣旨はちょっと分かりつつあるんだけど、ただそれを審査する材料がないので補足の資料を追加してもらおうよう、陳情者に委員会の意見として申し上げるために継続審査としたいというふうに考えますが、それでは、ここで継続審査の採決を採ってもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長）　それでは、継続とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長）　賛成多数。

それでは、賛成多数ですので、陳情第5号は継続審査といたします。

続きまして、陳情第8号　入札の透明性、競争性、適正な施行を確保するために入札監視委員会の設置を求める陳情の審査を行います。

陳情の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

土屋委員。

○土屋忠和委員　まずは適正な施行を確保するための要因として、入札参加する前に経営事項審査を必ず受けます。審査は国土交通大臣が登録した経営状況を分析機関に依頼し行っており、対象は建設業者であります。それは経営状況、技術力、社会性を数値化し、入札希望者の適正な施行の是非を評価するものでございます。

次に、正式に入札資格審査委員会等で入札方法や参加資格要件の見直し、そして整理の上、電子入札方式による制限つき一般競争入札等を継続して現行に至ります。入札後の入札結

果や契約内容も公表されております。よって、透明性と競争性が生じていると考えます。

したが、監視委員会の設置は現段階では必要ないと思います。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 土屋委員、今お読みになった文章はどこ何という文章ですか。

○土屋忠和委員 文章といたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） 国土交通省とか何かのそういう資料ではないんですか。

○土屋忠和委員 資料ではないですけれども、入札参加する前に国土交通省のほうで経営状況の分析をまずするので、入札にかかる前にある程度細かい条件をクリアした業者じゃないと入札のほうの参加に来られませんので、いわゆるそういう業者の方が集まり、適正な施行が確保できるんじゃないかなと思います。

○委員長（黒須俊隆委員長） 分かりました。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 陳情の趣旨説明の中に、最初の事業内容のところ、しかしながら指定管理者選考委員会で行った入札は残念な入札内容だったというのは、これはまさに今回のサッカー場の指定管理者問題だったと思うんですけれども、入札は透明性、競争性になるのが大事ですけれども、まさに透明性が本当に問われるような入札結果になって、そういう経験からしても、ここに言っているように、第三者が入る入札監視委員会の必要性というのはますます必要になるかなというふうに私思っています。

そもそも指定管理者を今回なぜ市長が提案したかという、財政が非常に厳しいので、やっぱり指定管理者とか、そういうことを通じて市の財政に寄与するということだったら分かるんですけども、確かに若干寄与するけれども僅か10万円に満たない……

（「7万円」と呼ぶ者あり）

○蛭田公二郎委員 7万円か。7万か8万円のために、今まで市が直接管理していたものを指定管理制度にすると。この指定管理者にする意図が一体何だったのかということが問われますね。そこが最初のスタートで、それから選考委員会、そこでの得点の点数、付け方、これはもう最初から応札するためのそういう得点の仕方だったんじゃないかとか、あるいは入札した申請者が実は会社の所在地も不明だったり、あるいはこの議会で審議する前後にコロコロ変更したり、それからやってきた事業が極めて不透明であったり、要はそういうことを考えると、一体何のための指定管理者の入札だったのか、極めてたくさんの疑惑が残っていますよね。

これは第1回定例会で議案として出されたんだけど、議案として出される前では補正予算と一緒に出そうということで、これは議員からの指摘を受けて、これは全然別じゃないかと、補正予算に絡めて通すなんていう、そんな魂胆は許さぬ、とんでもないということで分けたんだけど、しかしその審議の結果、これはやっぱりおかしいということで否決された。条例が不採択になったのね。これは否決になればそれでおしまいということではなくて、この間の市長、市の対応がどうだったのか。私たちが知らないいろんな問題、例えば第三者的な圧力があつたんじゃないかなということも言われていますよね。そうすると、そういうことも含めて、やっぱり解明が必要な問題が、まさに今回の入札問題にあつたわけで、そういうことを考えると、やはり第三者の入った透明な、まさに透明なということが一番今回求められるんだけど、そういう入札監視委員会というのが、ますます必要だなということを感じました。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、どうぞ。

○副委員長（田辺正弘副委員長） まず、冒頭に言われているように透明、競争、適正なということですが、それはもう私も含め、市民の皆さんから集めた税金を使っているわけですから、当然のことだと思います。

陳情書には、指定管理者の選考に必要な審査項目や点数配分、事業内容、募集期間などについて明確に決められていない。委員の思惑で、どうにもなることを主張していますが、指定管理者選考が残念な結果だったからといって、入札監視委員会が必要であると意見しているようですが、しかし私は、指定管理者の指定制度は法令に沿って、公共施設の維持管理業務などについて、あらかじめ市が委託業者の範囲や内容を決定することに対し、申請者が個々の特徴性や、業務運営方針の受託価格などについてプレゼンするものであって、事前に選考方法や募集期間を含めて実施しており、手続上は公正な発注制度であると理解しています。一般的な入札とは違って、最低価格が落札価格ではない点がありますが、民間活力導入によって公共施設運営を行うことは、有効な発注方法だと私は思っています。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○上代和利委員 この文面も、市の職員だけで入札の透明性、競争性、また適正な施行を確保するのは無理で、しかも議員が入札内容をチェックするのは不可能ですというふうに言っ

ているんですけれども、本当に我々議員も能力不足を指摘されているようで、あれなんですけれども、我々も市が行う契約全てを確認することはできないと思うんですけれども、議決案件、これはもちろん、また決算などの審査会、審査過程などで、疑問に感じたら審査はできるんじゃないのでしょうか。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにご意見。

はい、どうぞ、小倉委員。

○小倉利昭委員 仮に監視委員会を設置したとした場合、議会としては、監視委員会に入札の内容を監視する、チェックすることを委ねるといいますか、委任するような形になると思いますが、議会として、予算委員会やら決算委員会やら、こういう委員会で、入札に関して審査、確認することは十分できると思うので、そこに監視委員会というのがあると、我々の議会として、執行部に物申す意見が、やはり監視委員会に何か任せてあるのということで、議会の意見が通らないというか、軽くなるような、そういう弊もないでもないというか、なきにしもないなというふうに思います。ですから、現状、やはり我々の議会が、もっと予算委員会、決算委員会で、さらに突っ込んで確認して、監視、監督を強めていくということによろしいんじゃないかなと思います。ですので、現状では、監視委員会の設置は必要ないというふうに考えます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 土屋委員。

○土屋忠和委員 先ほどの私の意見に対して、ちょっと補足なんですけど、陳情書を見ますと、私、文章の指定管理者のことを例えだと思って私聞いておりました、最終的に入札監視委員会の設置をする、必要か、必要じゃないかということの部分で私は述べたという形になりますので、誤解がないようにお願いいたします。

○委員長（黒須俊隆委員長） ご意見がそろったと思います。

私からも一言だけ申し上げれば、おおむね蛭田委員の意見と同じなんですけど、透明性はもちろんなんですけれども、今回のサッカー場指定管理者選考に関しては、そもそも指定管理者候補が、生涯学習課に対して私がやりたいというふうに持ちかけて、そのための準備として条例を、指定管理者が社会体育施設を指定管理できるような、そういう条例を制定した上で、僅かな期間、業者を公募して、入札を行ったと。そういうことから、競争性も全くない。ゼロどころかマイナス。業者の言いなりになって、一業者を選定するためにそういうことをやった。適正でないというのはもう明らかで、全く結果としての問題ですけれ

ども、不適正である。

これに対して、全く私は議員として、この会社が幽霊会社であったなんてということは知らなかったわけで、文教委員会の委員長がたまたま調べられて、毎回毎回調べられるというふうには思わないわけです。この陳情者も、いつもというふうに書いてあるんですが、いつも議員がチェックするのは不可能ですと書いてあります。だから、我々のチェックする能力をもちろん深めていかなければいけないけれども、今回の陳情というのは、議会に対して求めているのではなくて、市自らが入札の透明性、競争性、適正な施行を確保するために自らやれと、そういうことを求めているもので、議会に、おまえの能力が足りないとか、そういうことを言っている内容ではなくて、市自らがもっとしっかりしなさいと、そのためには、こういう方法があるよという内容だと思います。

また、委員の皆様が何か誤解されているんじゃないかと思うんだけど、後から入札監視委員が、この入札は不適正だったからやり直せとか、そんなふうに入札委員会が言うわけではないと思います。ほかのところの入札監視委員会としては、入札監視委員の弁護士や会計士の方が自由に内容を選んで、それで議論して、こういう入札の改善があるのではないとか、そういう意見を市長に報告するような、そういうものとして、この入札は不適正だから取り消せとか、そういうことをやるような監視委員会ではないという、私はそういうふう理解しているので、だから市長自らが入札について、より適正、競争性、透明性の確保できている入札確保のために、こういうことをやったらどうですかという陳情だというふう理解した上で、私はぜひ進めてもらいたいなというふうに思います。

また、今回のサッカー場の件にまた戻れば、この点数にしても、委員の中に、6点だなんていう下から2番目の点数をしている人もいれば、15点という満点をつける人もいる中で、かなりばらばらな点数で、これは当然、一般質問でもやりましたけれども、サッカー場の経営とかに対しての専門家が選考委員をやっているわけでもないし、また会計の専門家がやっているわけでもない。だから、そういう中で、行政の専門家ではあるけれども、会計とか、スポーツとか、経営とかの専門家ではないので、だから私は専門家を選考委員会に入れたらどうかと、そういう趣旨の内容で質問をしたんですけれども、そういうことをするというのも一つの方法ですよ。指定管理者選考委員会をより充実させるためにはね。

そういう専門家を選考委員にするという方法もあれば、それとは別に、今の状態でも、入札監視委員会のメンバーが1年間終わるたびにでもいいし、何か月おきかでもいいですけども、その中で、こういう入札には多少、不法とまでは言わないけれども、不適切な部

分、また改善できる部分があったんじゃないかという、そういう意見をしてくれるような、そういう入札監視委員会があってもいいんじゃないかと思います。

実際、会計監査の指摘を議会ごとに、報告を議会にしていますが、その内容よりもかなり厳しい内容がこれまでもありました。それが直ちに不法か、不正か、こういう決定が無効かとか、そういうことではなくて、そうではなくて、これは無駄遣いだったんじゃないかとか、もっとさらによくすることができるんじゃないかと、そういう意見を言うような指定管理者選考委員会が、ぜひ私は市に欲しい。

それが駄目だというんだったら、それは今度は指定管理者選考委員会が、しっかりと第三者的に判断できるような指定管理者選考委員会にしなきゃいけないし、また建設工事等で行っているような、そういうような入札方法も、これもやっぱり県から技術者か何かが来て、それで選考委員の中に入るという話ですけども、さらに、その県から来た人だけで、専門家だけではないわけで、そういうところも変えなきゃいけないなっちゃうし。

また、これまで競争入札の中でも、制限をつける場合の基準だとか、そういうものに、結果としては、かなり予定した人数よりもずっと少ない参加者しかいなくて、競争性が確保されなかったということもあったわけですね。だから、1年間たって、後から検証して、それで市に対して、改善してくださいというようなことをする指定管理者選考委員会、これは手っ取り早く入札を改善する方法であると、私はそのように思います。

すみません、少し長くなりました。

ほかに意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

○副委員長（田辺正弘副委員長）　今回はサッカー場のことにすることがメインだと思うんですけども、そもそも入札監視委員会の仕組みや趣旨としては、自治体が行う入札や契約についての利害関係のない学験者等が、第三者が中立、専門的な立場から、その入札に対して適切かどうかを審査や意見を述べることであって、契約の透明性、競争性、適正な施行を確保するためのもので、落札価格を下げたりするための委員会ではないということを生駒市の視察を踏まえて理解しておりますので、これが本来の監視委員会になりますと、入札の希望を全国まで広げたり、参加者が市内業者で、一生懸命、市の事業に対してやってくれているようなところとか、商工業の人たちの生活が成り立たなくなるような内容の委員会では困ると思うのが、私の追加の意見です。

○委員長（黒須俊隆委員長）　ほかにございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、次に討論ですが、希望者はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、意見が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、お諮りいたします。

陳情第8号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（黒須俊隆委員長） 賛成少数。

よって、陳情第8号は不採択と決しました。

以上で、陳情第8号の審査を終わります。

さて、休憩5分ぐらい取りますか。

（「休憩してください」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、じゃ、10分ですか。15分まで暫時休憩といたします。

（午後 2時05分）

○委員長（黒須俊隆委員長） それでは、再開します。

（午後 2時14分）

◎議案第1号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算

◎議案第9号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算

○委員長（黒須俊隆委員長） これより付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託議案についての説明を受け、説明終了後に付託議案の採決を行います。

はじめに、議案第1号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算及び議案第9号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算を議題といたします。

財政課を入室させてください。

（財政課 入室）

○委員長（黒須俊隆委員長） 財政課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第1号及び第9号の説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○古内 衛財政課長 財政課でございます。

本日の出席職員を紹介させていただきます。

まずは、私の左隣が副課長の茂田でございます。

○茂田栄治財政課副課長 よろしく申し上げます。

○古内 衛財政課長 次に、後列ですが、皆様から向かって左側が、主査で財政班長の久保でございます。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 よろしく申し上げます。

○古内 衛財政課長 そして、その隣が財政班副主査の加藤岡でございます。

○加藤岡大祐財政課副主査 よろしく申し上げます。

○古内 衛財政課長 最後に私、課長の古内でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

以後は着座にて失礼いたします。

それでは、全員協議会の配付資料に沿ってご説明をさせていただきます。

はじめに、今定例会の事前にお配りした資料、9月補正予算案の概要をご覧ください。

議案第1号 一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定予算に2億2,080万9,000円を追加し、予算総額を153億1,650万3,000円にしようとするものでございます。

主な補正の内容ですが、まずは新型コロナウイルスワクチン接種関係事業に係る補正予算となります。このことについては、さきの6月補正予算で所要額を計上したところですが、ワクチン接種の進捗に伴い、人件費や委託料等に不足が見込まれることから、必要な経費を増額するものです。

補正額は1億2,768万9,000円の増額となります。

会計年度任用職員の報酬や、正規職員の時間外勤務手当等、人件費として2,847万円を、また委託料については、医療機関従事者に対する時間外勤務手当及び休日勤務手当として

6,623万5,000円、これに加え、集団接種業務及びコールセンター業務等に要する経費につき2,997万2,000円を、このほか通信運搬費や消耗品等、その他経費として301万2,000円をそれぞれ増額することといたします。

財源は全額国費で、裏面2ページの3、その他主な歳入でお示しのうち、(1)のワクチン接種事業負担金6,623万5,000円及びワクチン接種体制確保事業補助金6,145万4,000円をそれぞれ予定するところです。

1ページにお戻りください。

続いて、その他主な歳出ということで、5つの事業費についてご説明申し上げます。

1点目はふるさと応援寄附金促進費で補正額は5,500万円の増額となります。ふるさと応援寄附金額が増加傾向にあることから、返礼品や事務委託料などの必要経費を増額するものですが、裏面2ページのその他主な歳入のうち、(2)一般寄附金として記載のとおり、今年度の寄附金額については、当初比1億1,000万円増の2億7,000万円を見込んでいるところです。

なお、当該経費についてはこの増収分の2分の1相当額を計上するものであり、財源は全額一般財源となります。

再び1ページにお戻りください。

その他主な歳出の2点目は総務事務費で、補正額として450万円を追加計上するものです。ふるさと応援寄附金の取扱い件数増加により、礼状や事業証明書等の発送数が増加していること、また非対面による手続などの増加に伴い、郵便物の発送件数が増加していることから必要な経費を増額するもので、財源は全額一般財源となります。

次に、3点目がひとり親家庭等医療費助成事業ということで、補正額は1,163万円の増額となります。当該制度については、令和2年11月診療分以降、従来の償還払いから現物給付に助成方法が見直されたところですが、利用が増加しており、扶助費に不足が見込まれるため所要額を増額するものです。

財源については、裏面のその他主な歳入のうち(3)ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金と記載のとおり、事業費の2分の1に当たる581万5,000円を県費負担金として予定し、残りは一般財源で対応いたします。

次に、裏面の2ページをご覧ください。

4点目は自然公園等管理費で、補正額は350万9,000円の増額となります。白里海岸自然公園の一部区画を廃止し土地を国へ返還するに当たり、これまで協議を重ねてきた結果、

原状回復工事が必要となったところです。返還する土地は15区画1万9,986.96平方メートルで、今回の補正は各種工作物の撤去や樹木伐採等に係る経費を計上するものです。財源は全額一般財源となります。

次に、5点目が予防接種台帳システム改修費につき、補正額は279万4,000円の増額となります。予防接種に関する制度改正に対応するためのシステム改修経費として、ロタウイルス関係で73万7,000円、新型インフルエンザ関係で205万7,000円をそれぞれ計上するものです。

財源は下段、その他主な歳入のうち、国費として(4)予防接種台帳システム改修費補助金47万6,000円を予定し、残りは一般財源で対応することといたします。

以上がその他主な歳出の内容となります。

このほか次の段でお示しのとおり、市民農園指定管理料については令和3年度中に協定を締結し、引き続き来年度当初から運営するため、3年間で171万円の債務負担行為を設定することといたします。

続いて、その他主な歳入につきご説明申し上げます。

(1)新型コロナウイルスワクチン接種関係負担金等から(4)予防接種台帳システム改修費補助金までの4点については、これまでご説明のとおりです。

次の(5)介護保険特別会計からの繰入金ですが、これは前年度介護保険特別会計の決算額確定に伴い、一般会計への繰入金として3,035万2,000円を計上するものとなります。

また、最後の(6)財政調整基金繰入金については、今回の財源調整として財政調整基金繰入金を5,606万7,000円減額するところです。

以上が議案第1号の概要でございます。

引き続き、本日の全員協議会にてお配りした資料、9月補正予算案(その2)の概要をご覧ください。

本日、追加上程された議案第9号 一般会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。本案は既定予算に3,500万円を追加し、予算総額を153億5,150万3,000円にしようとするものでございます。

その内容ですが、国の地方創生臨時交付金の追加配分に伴い、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算として、歳出につき5つの事業費を上げたところです。

1つ目は、新型コロナウイルスワクチン接種協力金支給事業で、補正額は520万円の増額となります。ワクチン接種に協力をいただいている市内医療機関に対し協力金を支給す

るもので、26 機関を対象に一律 20 万円、合計 520 万円を新たに計上することといたします。

財源は全額国費で、裏面 2 ページの 2 その他歳入でお示しのうち、(1) 地方創生臨時交付金を活用するものです。

1 ページにお戻りください。

2 つ目は観光関連事業者支援事業で、補正額は 605 万円の増額となります。感染症拡大により、観光客減少の影響を受けている市内観光関連事業者の事業継続を支援するため支援金を支給するもので、20 事業者に対し一律 30 万円、合計 600 万円の支給額を見込むとともに、事務費として 5 万円を新たに計上するところです。

なお、支給要件は市内に主たる事業所を有すること、市の観光協会または商工会の正会員であること、事業の実態があり事業継続の意思があること、市税に滞納がないこととし、支給時期は 10 月以降を予定しております。

また、支給対象事業者は旅行業が 3、民宿、旅館が 6、この点はちょっと午前中の全員協議会、私 5 と言っちゃったかもしれませんが、これ確認しましたところ民宿、旅館が 6、海の家 7、釣り船業 1、これに加え予備として 3 事業者を見込んでおりますが、今後の申請及び支給に当たっては漏れなく適切に処理できるよう、周知と精査に努めてまいります。

財源は全額国費で地方創生臨時交付金を予定しております。

次に、3 点目が稲作農家経営所得安定対策事業となります。本事業は従来から行っている事業であり、人口減少による主食用米の価格下落を抑えるため、主食用米に代わり飼料用米などの作付によって生産調整に協力する農家に対し補助金を交付するもので、当初予算にも計上しております。

例年ですと、3 月末までに申請手続を行った農家を対象としていますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、主食用米に対する外食需要が大幅に減り、当該米価が想定以上に下落するおそれがあったため、申請の受け付けを 7 月 13 日まで延長したところ です。その結果、補助金の支給対象者が大幅に増え、予算に不足が生じることから、所要額につき 2,010 万円を増額するものです。

財源については裏面、その他歳入のうち (2) 飼料用米等拡大支援事業補助金 867 万 5,000 円を県費補助金として予定するとともに、残りの 1,142 万 5,000 円は地方創生臨時交付金で対応することといたします。

次に、4 点目の災害対策事業ですが、感染症対策備品等を適切に保管するため、防災備蓄倉庫用の収納棚を整備するもので、補正額は 130 万円の増額となります。財源は国費で地

方創生臨時交付金を予定しております。

裏面 2 ページをご覧ください。

5 つ目は公共施設における感染拡大防止対策につき、補正額は 235 万円の増額となります。公共施設等における感染症対策として、保育施設の衛生備品等購入費につき 200 万円を、また、小・中学校のオンライン授業に必要な備品を購入するため 35 万円をそれぞれ計上するものです。財源は全額国費で、下段その他歳入のうち（3）公立学校情報機器整備費補助金 17 万 5,000 円を予定し、残りの 217 万 5,000 円は地方創生臨時交付金で対応することといたします。

以上が歳出の内容となります。

続いて、その他歳入につきご説明申し上げます。

（1）の地方創生臨時交付金については、このたび、事業者支援を主な目的とする内容で、国から本市に対して 2,890 万 1,000 円の追加配分が示されたことを受け、計上するものです。

なお、今回当該交付金を財源として予定する金額は、歳出補正額である 3,500 万円から（2）の飼料用米等拡大支援事業補助金 867 万 5,000 円と（3）の公立学校情報機器整備費補助金 17 万 5,000 円を差し引いた 2,615 万円となります。したがって、追加配分額とは 275 万 1,000 円の差額が生じるところですが、今年度の 6 月補正予算で計上した地方創生臨時交付金関係事業費のうち、その一部は一般財源を予定しているため、今回の差額分でこれを調整し、一般財源の抑制を図ることといたします。

次の（2）と（3）についてはこれまでにご説明のとおりです。

そして最後の（4）財政調整基金繰入金ですが、ただいま申し上げた財源調整につき、財政調整基金繰入金を 275 万 1,000 円減額するところです。

以上が議案第 9 号の概要でございます。

当課が所管する議案の内容は以上となります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（黒須俊隆委員長） ただいま説明がありました内容について、ご質問等があればお願ひいたします。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 市の財政が非常に厳しい中で、ふるさと納税が破竹の勢いで、本当に財政課の皆さんすばらしい貢献していると思うんですね。

サイト見ていると、米がかなり前面に出されて、さっきホームページ見たら、お礼の品の

寄附設定額を見直しましたということで、1万7,000円を1万6,000円にしたと書いてある。これもコシヒカリとフサコガネ、ふさおとめですか。米ですね、これがもう前面にばんと一面に出ているんですけれども。

それでちょっとお伺いしたいんですけれども、分からないのはいいですけれども、米関係でふるさと納税の品目で見ると、返礼品は米が一番なのかどうか。それから全体の額と言ってもいいですけれども、米の比率はどれくらいなのか。分からなければいいです、分かればですね。

それから、これは全部大網白里市の米ということだと思えるんですけれども、それについて確認したいと思えるんですけれども。

それと、米以外でちょっとお伺いしたいんですけれども、ふるさと納税の返礼品というのはたしか返礼の比率が3割超えてはいけないとかとあると思えるんですけれども、それは大体、本市の場合、返礼品の割合はざっとどれくらいとか、もし分からなければいいんですけれども、分かったら教えて頂ければ。

それからサイト、去年の1つだったのが、今年いくつからいくつになったかとか。これが大きな貢献しているということなんですけれども、そのサイトを増やせばもっと増えるだろうね、もっと増えることができないのかとか、ちょっと参考に、今の中でお答えできる部分だけで結構です。よろしくお伺いしたいと思います。

○委員長（黒須俊隆委員長） 課長。

○古内 衛財政課長 まずはじめに、このふるさと納税関係の事務につきましては、昨年度までは財政課財政班を中心として取り組んでおりました。今年度から企画政策課のほうで事務を取り扱うようになっておりますので、お褒めの言葉をいただけるとすれば企画政策課のほうによろしくお伺いしたいと思います。

（「分かりました。結構です」と呼ぶ者あり）

○古内 衛財政課長 企画政策課のほうでかなり一生懸命取り組んでおまして、今の実績につながっているものだと認識しております。

米が返礼品の中で1位かというご質問がまず1点目ありましたが、これについては米が圧倒的に1位。

（「圧倒的」と呼ぶ者あり）

○古内 衛財政課長 圧倒的に1位だと思います。

それから、全てが大網白里市の米かという、基本的には市内のお米を返礼品として取り扱

っているところです。

あと、その米が返礼品で占める比率についてはちょっと確認しないと分かりませんので、この場ではお答えできないのが実情です。

○委員長（黒須俊隆委員長） どうぞ。

○茂田栄治財政課副課長 ふるさと納税のサイトなんですけれども、今現在4つのサイトを動かしておりますが、今後ちょっとこれ以上の拡充、なかなかすぐにはできるものではないんですけれども、いろいろな有利なサイトが様々新しく生まれてきたりすると思いますので、いろいろ研究してまいりたいと思います。

あと返礼品の割合ですが、基本的には返礼品は3割、また送料含めて5割ということになっておりますので、基本的に守っております。

以上でございます。

（「ありがとうございます。結構です」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） ちょっと今の関連なんですけれども、経費合計が見ると5割ですよね。これ今郵送費を含めて5割と言ったけれども、各サイトへの手数料だとかそういうのを全部入れて5割ということで考えているんですか、どういうことか伺います。

○茂田栄治財政課副課長 委員長のおっしゃるとおり、各サイトの委託料等、手数料含めて5割になっております。

○委員長（黒須俊隆委員長） この総務事務費とはどういう関係があるの。

副課長。

○茂田栄治財政課副課長 こちらまず返礼品の割合なんですけれども、先ほど申しましたとおり返礼品は3割、送料または手数料も含めて5割を設定しておりますが、こちら総務事務費の通信運搬費についてはこの5割から除外して計上してございまして、あえて言うならば、この5割を守るために総務事務費として外出しにしている部分がございます。これについてはルールの範囲でやってございますので、今回総務事務費のほうでこれのお礼状を発送するだとか、寄附の証明書を発行するだとか、そういった事務的な手数料の通信運搬については、こちらのほうであえて計上しているところでございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかに質問ありますでしょうか。

小倉委員。

○小倉利昭委員 今の委員長の関連で、その補正後の2億7,000万円の寄附を見込んでいる、経費が半分の1億3,500万円ということですよ。

ではあれですか、前年度、一昨年度はこの経費と寄附の割合とといいますか、金額どうだったのか、それをちょっと教えてください。

○委員長（黒須俊隆委員長） 副課長。

○茂田栄治財政課副課長 前年度の寄付額が1億2,300万円余りございました。やはりこの経費については総務省のほうで決められたルールでございますので、この半分が経費となっております。

以上でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） その経費は、業者を増やしたりしても、その経費は5割で維持されるような仕組みになっているということでもいいですかね。

○茂田栄治財政課副課長 そうでございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） あと総務事務費とか、そのほか無限に増やしていけば、例えば実際は職員の給料とかにも影響すると思うんだけど、それはどの程度が一番寄附金が、純寄附金が増える、そういうめどだとか、そういうのというのは研究しているんですか。

○茂田栄治財政課副課長 細かい研究まではできていないんですけども、一般的に寄附額が3億、4億を超えてきますと、それにかかる職員が実際に2人、3人と増えていく状況は可能性としてあるとは思いますが、今現状でぎりぎり職員が、やっている最低人数で処理できていますので、人件費までちょっと加味してしまいますと、もともと経費の中に人件費というのは入れてはいないんですけども、実際かかる人数が多くなれば当然ながら半分が経費といいながら、プラス人件費が入ってきますので、実際の実入りというのは減っていくことにはなってしまいますが、今のところは現状、ぎりぎりでやっているところでございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 分かりました。

ほかに質問等ございますか。

（「ついでに」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） 田辺委員。

○副委員長（田辺正弘副委員長） ふるさと納税の細かい話ですけども、お米出しということで、例えば新米の場合は100パーセント新米ですか。ルール上は多少古米も混ぜてもいい、食管法みたいな何かあるらしいですけども、そのへんまでは把握はしていない。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○古内 衛財政課長 本市の場合は、新米ということで対応しております。新米なら新米とい

う形で、新米で予約制を取ったりしていますので、中身については新米を使用しているということです。

○副委員長（田辺正弘副委員長） もう一つ。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○副委員長（田辺正弘副委員長） 今度は違うやつで、今日出た議案の追加の分のやつの9号ですか。災害対策事業の中の備蓄倉庫というのは、まずどこにある備蓄倉庫ですか。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○古内 衛財政課長 こちらのほうの備蓄倉庫は、これから建設する、もう入札は終わっているんですけども、これからアリーナの北側駐車場に100平米ほどの備蓄倉庫を建設する予定です。

それに伴いまして、今回のこの財源を使って中の収納棚、こちらのほうを設置したいと考えております。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○副委員長（田辺正弘副委員長） ということは、今までのこの予定のやつだと棚はないやつで倉庫を建設する形だったのか。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、課長。

○古内 衛財政課長 細かいことを申し上げますと、当初その棚も想定した上で備蓄倉庫を考えていたんですけども、備蓄倉庫本体と収納棚を別個で発注しようという考えでやっていた。

今回、備蓄倉庫を入札した結果、思ったほどちょっと落札率が下がらなかったものですか、ちょっとそちらの収納棚整備までに予算が届かなかったのが実情です。

今回、こういう国の交付金が見えるような形になりましたので、こちらを使って改めて収納棚を整備したい、そういう考えの下で予算計上したものです。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○副委員長（田辺正弘副委員長） ということは、今回計上したやつで考えている、想定の内容で終わるということですか。

○古内 衛財政課長 はい、そのとおりです。

○副委員長（田辺正弘副委員長） 以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかに委員の皆様。

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 今日の補正の関係で、先ほど説明いただいた地方創生臨時交付金が2,900万くらいですね。それぞれ使って、271万は6月のときの一般財源を使った分で、地方創生の対象になるようなものに充当するということですがけれども、それはこういう内容のものだよということは何があるんですか、言えるんですか、ここに充てたとか。そういうことではない。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○古内 衛財政課長 6月補正予算の中で、いくつか皆様に事業をお示したと思うんですが、それぞれの事業に約100万円ほど一般財源ということで、そういう形で予算編成をしています。

それで、今回差額として出た270万円何がしは、そちらの部分へ移行する予定で今のところ考えております。

以上です。

○蛭田公二郎委員 分かりました。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかに。

小倉委員。

○小倉利昭委員 稲作農家の件で。

飼料米の申請を延期して、申請が非常に増えた。そこに補助金を出してということの説明だったと思うんですがけれども、主食米と飼料米で金額の差というのはどういうふうになっていますか。

もちろん、飼料米のほうが安いんでしょうけれども、飼料米に対して60キロ当たりこれだけの補助をしますと、そういうことですか。ちょっとそのへん。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○古内 衛財政課長 飼料米等の作付転換とかした場合はけれども、1俵当たりとかではなく、10アール当たりの補助金になっています。なので、主食用米の米が10アール当たりいくらになるかというのはちょっと金額はあれですので、ちょっと簡単に比較はできません。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○小倉利昭委員 もう一つ、最終的に7月まで延長して締め切りました。補助を受給するとい

うんですか、受け取る稲作農家は、全体のどのくらいというのは分かりますか。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○古内 衛財政課長 こちらの事業につきましては、県事業分と市事業分というふうに分かれているんですけども、実際、やっている内容はほぼ同じような内容なんですけど、県分と市分に分かれているのが実際のところですよ。

市の分を例として申し上げますと、こちらは農家戸数が2,176戸のうち、こちらの市の事業分に該当するのは138戸という状況ですよ。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○小倉利昭委員 市の分で138戸が補助金をもらっていると。それと、この138戸のほかに、県の補助をもらう農家もあるということですね。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 一応、ほぼ重複しているんですけども、条件が市のほうは生産目標を達成した農家ということをして条件としていまして、県は生産目標を達成しなくても対象になれるので、ぴったり一緒ではないんですけども、ほぼ重複している状態ですよ。

○小倉利昭委員 重複しているというのは、138戸の農家は市と県と両方からもらっているということですね。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 はい。県のほうは、124戸ですよ。

○小倉利昭委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） ちょっと関連なんですけれども、外食産業のおかげで国産米が減るといような説明だったんですけども、一般的に大手ファミレス等、外食産業はほとんど全部外国米で、国産米がほとんどなくて、外食産業に行かないで家庭で食べるんだから、国産米の需要というのが大量に増えているんじゃないかと私は思うんですけども、それはどういう理由からこの説明をされたのか。

はい。

○茂田栄治財政課副課長 一般的に、いろいろな話が出てはいるんですけども、やはり例えば飲み会、宴会ですとかそういった機会の中で、最終的におにぎりですとか最後にお茶漬けとかを食べられる方がいらっしゃると思うんですよ。

ただ、おなかいっぱい、テーブルの上に残される方もかなりいると思うんですよ。それが、日本全国、かなり回数があれば当然、食べ物がロスになっているところはあると思います

ので、そのロスが多分、おそらく相当な量があったんじゃないかという記事をちょっと私は見たことがございまして、なるほどなと思って、これと結びついたところはございます。

これが正解というわけではないんですけども、そういった記事もちょっと見たときに、うちの補正予算を見ながら、そういう理由もあるのかなと思ったところでございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） 何か納得がいかないんですが。

○古内 衛財政課長 すみません、あとはやっぱり人口が減っちゃっていますので、日本産の米を食べる方自体がだいぶ減ってきているのが実際のところなのだと思いますけれども。それに、コロナ禍の影響も重なったということだと認識しております。

○委員長（黒須俊隆委員長） ちょっと納得がいかないけれども。

本当のところ、生産調整をする計画を立てて、それで補助金を申請するのは違うコロナ関係で急に増えたということなんでしょう。だから、今回のコロナを理由に、今回もらう農家の方でも、ほとんどはサラリーマンだと思うんですよ、一般的に、かつては第一種兼業農家ですけれども、今はそう言わないそうです。今は何と言うんですか。

○古内 衛財政課長 存じ上げません、すみません。

○委員長（黒須俊隆委員長） 今は、ちょっと言い方が違うらしいんですよ。

その農家の皆さんが、何か急に、もうこれは生産調整に協力して補助金をもらったほうがいいというふうに、何か事情が変わったんじゃないかなと、私はその理由は分からないけれども、そう思うんですよ。

今回、コロナで特別で、別に自分にとって得だからその補助金を申請するというのは別に普通のことだから、それは問題ないけれども、ただ理由が外食のせいで国産米が減っていると、外食が減ったら国産米が増えるんじゃないかと、私は思っちゃうんだよね。

スーパーなんかではほとんど国産米で、カリフォルニア米とか売っているのは業務スーパーぐらいですよ、このへんでは。タイ米はほとんど売っていないし。

だから、業務スーパーでカリフォルニア米を買う人が増えるとは思わないから、そういう意味では外食産業はほとんど外国米だとかという中で、大手のファミレスですかね、そういう意味では国産米が、今年1年間、日本全体では増えるんじゃないかなと私は思っているんだけど。それは、ここで議論してもしょうがないんですけども。

では、ほかに質問等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） では、なければもう一つ関連なんですけれども、今回、医者と

観光業者と稲作農家、この3業種にだけ何か協力金と支援金と補助金ですか、これを出すわけですけれども、何か国の交付金でこういうものは出せますよというような、何かそういう中から選んだんですか。どんなふうに、どういうふうにしてこの3業種に絞ったんですか。

はい。

○古内 衛財政課長 地方創生交付金の活用方法については、資料を各課に配ってございまして、その中からいろいろなアイデアを各課から出してもらおうというのが、基本のスタンスであります。

今回の補正に当たっては、財源が2,890万1,000円ということでだいぶ限られていること、これを基に各課にこの中でできる事業を提案してもらい、当課でヒアリングを行ったうえで、適当と認められる事業について予算計上をしたものです。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 例えば、病院じゃなくて美容院とか、別に1か月に一遍じゃなくて、3か月に一遍でもいいやと平気であるような、そういう業種こそ、すごく大打撃を受けていると例えば思うんだけど、例えばそういうような意見とかいろいろ出した中で、この3業種をトップ3というのか、出して、決めたんだろうと思うけれども、トップ3に漏れた業種というのはどんなものが挙げられたのか。

○古内 衛財政課長 今回、各課から予算要求があった事業につきましては、この3つの事業、事業者支援という形ではこの3つの事業となります。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） それだけなんですか、なるほどね。

市と関連があるとか、既得権があるというような何か業種に見えてしょうがないというか。

（「いいですか、委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○蛭田公二郎委員 今までは地方創生臨時交付金、第一次で何億とか来たでしょう。それは、地方創生臨時交付金が使える範囲の中で、あれもやり、これもやり、できるものだったら市の判断でいろいろやってもいいですよということだったんだけど、今回の場合にはもうワクチンは、これはもうやらざるを得ないということで、もうこれは交付金で出しましたけれども。

それから、稲作経営対策も、これはもう言わば生産調整でやるところは、国が出さざるを

得ないですよ、手当てしないといけないから。そこは、もうそういう予算の見込みが多くなれば手当てせざるを得ない。

それから、観光事業者についても、これも国の事業として今回やろうということであれば、それは交付金として手当てしなくちゃいけない。

だから、今までみたいにばあんと来た中で自由な裁量というんじゃなくて、今回は国の政策の中で、これとこれとこれはやらなくちゃいけないものとして金額が来ているという、そういうことだと思うんですけども、そういうことでいいですか。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 今回は、主に対象事業として、まず感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援ということが一つ条件になっております。

あと、もう一つ、事業者または地方公共団体が実施する感染症対策の強化に関する事業ということで、こちらが国が定めた新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に根拠がある事業ということで、2つ限定をされておまして、こちらの条件に合うものを選んで対象とさせていただいております。

○委員長（黒須俊隆委員長） 両方に対してですか。

○久保 崇財政課主査兼財政班長 いずれかです。なので、まず感染症拡大の影響を受けている事業者に対する支援であれば、もうそれだけで対象になります。また、国が定めた新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針という方針を出しては、その中にいろいろな感染症対策の内容が書いてあるんですけども、そちらに書いてある事業というんですか、が対象になります。

今回、その中で対象としているのが、まず公共施設における感染拡大防止対策ということで、保育所施設のほうは、感染症の中でも継続して開設する必要があるということで明示されているので、そちらのほう、対象とさせていただいております。

あと、学校のほうについても、感染症対策ということでオンライン教育等を充実させることということで書いてあるので、そちらのほうがこの対象にさせていただいております。

○委員長（黒須俊隆委員長） それは分かりました。

ほかにもう2つくらい質問があるんですけども、最初の議案第1号のほうの（4）の自然公園等管理費。

これ、今までのお金の流れは、大ざっぱに言うとうどうだったのか。それで、今回3割削減するに当たってこれだけ経費をかけて返還するとなるんですけども、今まで管理費として

国や県から例えばいくらもらっていて、市の持ち出しはいくらだったのか。それが、今後はどうなるのか。それをちょっと簡単に説明してもらえますか。

○茂田栄治財政課副課長 分かる範囲でご説明させていただきます。

この自然公園に関しては、国から維持管理費についてお金をもらっているということはないんです。本市のほうで公園を管理していますので、実際うちのほうで管理費を持っています。

全額のほうは今すぐにちょっと答えられないんですけども、今回返還することによって、本市の予算から維持管理費が約 300 万円ほど減額になるものでございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） その1年当たりということですね。

今回、工作物撤去とか樹木撤去に 350 万円かかると。1年ちょっとで元は取れると、そういうことですね。

○茂田栄治財政課副課長 はい。

○委員長（黒須俊隆委員長） はい、分かりました。

あともう一つ、今度は議案第9号のほうなんですけれども、(2)の観光関連事業者支援事業。民宿が1個増えて、民宿・ホテルですから6プラスアルファだという話だったんですけども、具体的に観光協会の正会員だとか、市内が主な経営の場所であるとか、まずその説明を受けたんですけども。この民宿協組合に入っているとか入っていないとか、海の家組合とか何かに入っている入っていないとか、そういうことは一切関係ないんですか。

○古内 衛財政課長 あくまでも商工会または観光協会に加盟している事業所と認識しております。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 市内の例えばホテルと言ったら、この大網地区近辺には3軒ぐらいあるなどか思って、実際民宿とかホテルとかって全部で何軒ぐらいあるんですか。もぐりでやっているとか、あとは民泊とかを除いた、いわゆる民宿とか旅館だというようなものは。

○古内 衛財政課長 基本的に、市内にそういった宿泊施設等がいくつあるかというのは当方では把握していないのが実際ですけども、担当課に確認したところ、これまで民宿・旅館は確かに6社がそういった団体に加盟しているところなんですけれども、先ほどの説明の中で予備3軒ということをお願いしたんですが、こちらが民泊なども想定した軒数とな

っておりますので、おおむねこちらのほうの内容で市内の業者を今回の対象として取り扱っている、そういう状況でございます。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長）　ということは、二、三軒民泊業者だけ、商工会もしくは観光協会に加盟している民泊業者がいるということ把握しているわけですか。

○古内 衛財政課長　今後、そういうのが可能性としてはあるのかなということです。今は加入していないと思います。ただ、これを契機に今後そういった組合等に加入するケースも考えられないわけではないので、そういったことも含めて予備3軒ということで計上しておるところです。

○副委員長（田辺正弘副委員長）　入っていないのに、予備ってどういうこと。

○古内 衛財政課長　今回の助成目的になっちゃうのかもしれませんが、民泊をやっていて、実際収入が落ちていて、それでそういったことも含めた中で、この契機にそういった会員に登録する可能性もありますので、そういったことも考えた中で予備として3軒。実際は民泊が3軒あるので、それも今後の可能性としてあるので併せて予算計上したわけです。

○委員長（黒須俊隆委員長）　この補正予算が最終日に成立した後に効能があるのかというか、いつからそれが、その業者の期限というか。これができた後に、商工会に登録して補助金申請することで支援金を支給してもらうことができるスキームなんですか。

○古内 衛財政課長　基本的には10月の申請を考えているようでございますので、その申請を受け付けるまでに、そういった手続があれば認めるような形になるかとは思いますが。

○委員長（黒須俊隆委員長）　10月に申請するぐらいだから、議会で通ったという情報を得た業者が商工会に加盟するかもしれない。それはそれでそうなるわけですよね。

ちなみに、今言った民宿組合とか、商工会には入っていないけれども、民宿組合に入っている業者とかはいないんですか。もっと民宿・ホテルを合わせると6よりはるかに多いような気がするんですけども。少なくとも駅前にはホテルあるし、あと駒込にもあるでしょう。あれはもうやっていないんですかね、どうなんですかね。

（発言する者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長）　やっていないんですか。じゃ、ホテルは駅前だけ。そのホテルは商工会に入っているんですか。

○古内 衛財政課長　入っていない。

○委員長（黒須俊隆委員長）　桜ホテルだって商工会に入るかもしれないでしょう。民泊業者

みたいな小さなところじゃないと、この商工会に入るメリットがないということなんですか。

○古内 衛財政課長 そういった民泊だからということではなく、これまでも多分加入の話等はあるのかもしれませんが、そういった大きいホテルでも。ただ、これまでにそういったところに所属していないのが実際のところでございますので、後を考えた場合に、そういった民泊業者は今後そういった団体に加入する可能性もありますので、そういったことを加味した上での予算計上になっています。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） そうですか。朝の全員協議会の中で、その一覧表というか、業者の具体的な名前を見せてくれと言ったら、そのとき持ち合わせていないという話だったんですけども、地元の白里地区の議員とかで興味のある方がいるんですけども、これを見せてくれと行けば、一覧表を見せてもらうことはできるんですか。

○古内 衛財政課長 それは可能です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 分かりました。じゃ資料が欲しい議員は、個別に資料を見せてもらいに行くというふうにさせていただきますので、当委員会として資料を提出しろということはありませんが、よろしくをお願いします。

○古内 衛財政課長 もしもそういうお話であれば、本日、商工観光課のほうで既に待機しているのが実際のところですよ。そういった資料が必要な委員がいらっしゃいましたら、今ご用意できますけれども、皆さんに配付するという形で。

○委員長（黒須俊隆委員長） じゃ、もう用意できているのであれば。

○古内 衛財政課長 ということであれば、すぐに用意することは可能です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 用意できているんだったら、用意してください。

○副委員長（田辺正弘副委員長） 今の続きで、やっぱり審査基準みたいなものが商工会、民宿組合とかでありますけれども、よく入札なんかでは、シビアに言えば税金の滞納があるとか、そういういろんな審査基準というのはあるんでしょうか。

○古内 衛財政課長 冒頭説明の中でお話しさせていただいたんですけども、今回の資格要件といたしましては、先ほど来申し上げております市内に主たる事業所をまず有することが1点目。2点目としては、市の観光協会または商工会の正会員であることが2点目。それから事業の実態があり、事業継続の意思があること、これが3点目です。4点目といたしまして市税に滞納がないこと。こちらの4点を支給要件としているところでございます

ので、申請を受け審査するに当たっては、そういったところの確認はしっかり精査する予定でおります。

以上です。

○委員長（黒須俊隆委員長） 資料ありがとうございました。

それでは私からは以上ですが、皆さん質問等ほかにございませんか。書き残してしまったものはないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） それではご質問がないようなので、財政課の皆さん、ご苦労さまでした。どうぞ退席してください。

（財政課 退室）

◎議案第6号 大網白里市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（黒須俊隆委員長） 次に、議案第6号 大網白里市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

（総務課 入室）

○委員長（黒須俊隆委員長） 総務課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第6号の説明をお願いいたします。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 総務課でございます。まず、職員の紹介をさせていただきます。

私の隣、副課長の古内でございます。

○古内晃浩総務課副課長 古内です。よろしく申し上げます。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 後ろでございますけれども、行政班長の秋田谷でございます。

○秋田谷知則総務課主査兼行政班長 秋田谷です。よろしく申し上げます。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 私、課長の秋本です。よろしくお願いいたします。

以上、これから着座にて説明をさせていただきます。

議案第6号の説明資料に沿いまして、ご説明を申し上げます。

今回審議をお願いいたしますのは、大網白里市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

1番の改正の趣旨でございますが、条例中に引用されております法律名が改正されたということで所要の改正を行うものでございますけれども、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律というものが条文中にありますけれども、こちらが廃止されまして、代わりに個人情報の保護に関する法律のほうに統一されることに伴いまして改正を行うものでございます。

2番の改正の概要でございますが、本条例第2条第3号の規定におきまして、独立行政法人等を定義するため引用されております、先ほど申し上げました独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が今後廃止されるため、独立行政法人等の定義を個人情報の保護に関する法律から引用するように改正するものでございます。

施行日につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日としておりまして、まだ明確になっておりませんが、国のほうからは令和4年の春というふうに言われております。まだ施行日が明確でない状況ではありますが、いつ施行されてもいいように早めの改正ということで、今回提案をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（黒須俊隆委員長） ただいま説明のありました内容について、委員の皆様からご質問等があればお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） 私から質問をさせていただきますが、定義の引用ということなんですけれども、定義の内容は両方とも同じなんですか。独立行政法人法から引用した定義と、個人情報の保護に関する法律から引用する定義は一緒なんですか。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 一緒のような改正になります。

○委員長（黒須俊隆委員長） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（黒須俊隆委員長） ないようですので、総務課の皆さん、ご苦労さまでした。

ついでに、先ほど陳情審査の中でちょっと総務課の話題が出てきたんですけども、市民が職員に名札を見せてくれ、名前を教えてくれと。それは窓口だったり、別の相談窓口だったりいろいろあるかと思うんだけど、シチュエーションはいろいろあると思うんだけど、そのときというのは拒否することというのはできるんですか。できるとしたら、どういう場合ですか。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 基本的に名札をして出るように言っておりますし、電話とかでも必ず所属と名前を言って電話を受けるようにということになっておりますので、職員は名前を言うことに対して抵抗は持っていないかと思うんですが、窓口で当然名前を聞かれれば、名札を示してこういう者ですということは言うと思いますけれども。

特にそのような苦情は、総務課のほうでは今のところは受けてはおりません。

○委員長（黒須俊隆委員長） それは非常勤職員とかでも同じですか。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） はい。

○委員長（黒須俊隆委員長） あと、例えば生活相談の相談員とかは、どのような取扱いになっているかというのは分かりますか。

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 生活相談員というのは、私の記憶ではどういうところにいるのかというのがちょっと分からないんですけども。

（「民生委員とか、そういうことじゃないの」と呼ぶ者あり）

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 民生委員も基本的には名札をしてまいりますので。

○委員長（黒須俊隆委員長） 基本的には、名札をつけるように義務づけられている職業の人は、当然義務づけられているから、提示を求められたら……

○秋本勝則参事（総務課長事務取扱） 民生委員とか何とか委員というのは、要は何であなたがそういう権限で聞いてくるのかと言われるわけですから、それに伴って名札なり、場合によっては身分証明書を持って、これこれこういう者で、こういう理由でお尋ねしていますよとかというのはやっているのが普通かとは思っております。

○委員長（黒須俊隆委員長） ありがとうございます。関連ですみませんでした。

それでは退席して結構です。

（総務課 退室）

○委員長（黒須俊隆委員長） これより各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第1号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算について、ご意見及び討論等はありませんか。

○蛭田公二郎委員 議案第1号で意見といたしますか。(3)のひとり親家庭医療費助成、これ今回1,163万円補正しているんですけれども、もともと本年度予算というのは900万円ぐらいで計上しているんですよ。去年に比べて200万円ぐらい多くね、これはやっぱり今までのような現物給付じゃなかったんでね。現物給付なら当然多くなるんじゃないかと思って増やしたんだけど、それが結局足りなくて当初予算を上回るような、そういうことになったんですね。

これは、やはり病院に行くときに1回1回申請をして、それで後で返ってくると。もうこれ面倒くさくて申請しないということの結果がこういうことに表れているんだと思うんですけれども。

それでちょっと調べてみたら、この間、子ども医療費については山武地域では本市が一番悪くなったんだけど、調べてみたら、千葉県の中で千葉市が子ども医療費一番悪いんですよ。中には500円の窓口負担なんていうのもあるんですけども。

ところが調べてみたら、ひとり親家庭の助成は、千葉市はほかと違って窓口負担がゼロなんです。そういう点では、そういう意味合いからすると、千葉市はそういう子ども医療費全体としてはあまりよくないけれども、しかし、ひとり親家庭は窓口負担ゼロということになっているんですけれども。

そういう意味合いからしたら、前回以来だいぶ問題になっている子ども医療費ですけれども、ひとり親家庭の医療費についての窓口負担、本市悪くなったので、このひとり親家庭については、コロナ禍のこういう状況の中で窓口負担をゼロにすべきじゃないかなというふうに思いました。

そういうことを申し上げて以上です。

○委員長(黒須俊隆委員長) ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) それでは、意見等出尽くしたと思いますので、採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(黒須俊隆委員長) 総員賛成です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号 大網白里市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) それでは、議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(黒須俊隆委員長) 総員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号 令和3年度大網白里市一般会計補正予算について、ご意見及び討論等ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(黒須俊隆委員長) 総員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

次に、その他ですが、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) 事務局、何かございますでしょうか。

(「事務局からはございません」と呼ぶ者あり)

○委員長(黒須俊隆委員長) ないようですので、協議事項とその他を終了したいと思います。

◎閉会の宣告

○副委員長(田辺正弘副委員長) 以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

(午後 3時19分)